



設備投資税制の基礎知識



設備投資を行う際には様々な税制上の特例を受けることができます。今回はそのうち基礎的な5つ紹介します。

(★印のあるものは青色申告をしている中小企業者のみ対象となります)

【取得価額の特例】

固定資産の取得価額は下記により計算されます。

$$\text{購入代価} + \text{取得経費} + \text{事業共用費用}$$

このうち取得経費と事業共用費用については取得価額に算入しなければいけない費用と取得価額に算入しなくてもよい費用に分かれます。取得価額に算入しなくてもよい費用については、例えば取得年度の所得金額を少なくしたいときには費用として処理するべきですが、税額控除を受ける時には取得価額に算入する方が有利になりますので、状況に応じた選択が可能です。

【取得価額に算入しなくてもいい費用の例】

利息及び割賦手数料、他の資産取得の際の違約金、移設費の額（運賃、据え付け費） など

【少額な減価償却資産の特例】

少額な減価償却資産は通常の減価償却に加えて、全額を一時的損金としたり3年で均等償却としたりすることができます。適用要件は以下の通りです。

- 取得価額 10万円未満又は使用可能期間 1年未満：全額損金算入が可能
- 取得価額 20万円未満（一括償却資産）
取得価額×事業年度の月数/36を限度額に償却可能
- 取得価額 30万円未満（少額減価償却資産）★
全額損金算入が可能 ※合計 300万円が限度

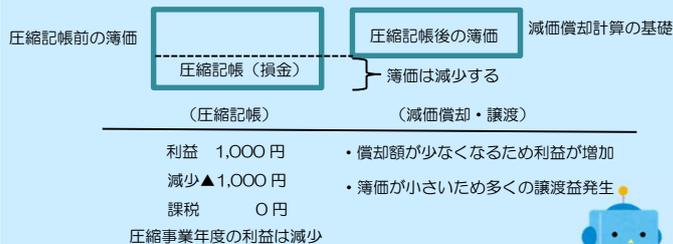
※消費税免税事業者及び税込経理選択事業者は税込金額で、税抜経理選択事業者は税抜金額で判定します。

【圧縮記帳】

助成金などの交付を受けてその目的に適合した資産を取得した場合には資産の圧縮記帳の適用を受けることができます。

圧縮記帳を行った事業年度においては一時的に課税利益を減少させる効果がありますが、その効果は圧縮記帳を行った事業年度にのみ及びものであり、翌事業年度以降に課税の取戻しが行われます。一見適用できる場合は適用した方が有利な規定に感じますが、繰越欠損金がある又は当期欠損が出る場合は適用の必要がありません。会社の状況や将来性から適用の有無をご判断下さい。

【図】圧縮記帳のイメージ



【中小企業投資促進税制★】

特定の機械等を購入、制作した場合には中小企業投資促進税制を活用することで30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができます。※新品のみ

- 機械装置：1台 160万円以上
- 測定・検査工具：1台 120万円以上又は1台 30万円以上のものの年度合計 120万円以上
- ソフトウェア：一式又は年度合計 70万円以上
- 車両：普通自動車で総重量 3.5トン以上

資産を耐用年数まで使用する場合、税額控除を選択した方が通年で法人税は少なくなります。ただし特別償却を選択すると将来の減価償却を先取りでき「投資の早期回収」が可能になるため、資金に余裕が生まれます。中長期的に有効なのは税額控除ですが当座の資金繰りが厳しく即効性が欲しい場合には特別償却もご検討下さい。

【先端設備導入計画★】

先端設備導入計画とは、地方公共団体が認定する先端設備導入計画に基づいて新たに取得した機械装置等のうち一定の要件を満たしたものについて固定資産税の課税標準が軽減される特例です。適用要件は①年平均投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画の達成に必要不可欠なもの②商品の生産等に直接要するもの③中古資産でないものです。

特例においては賃上げ表明の有無で割合が異なります。

賃上げ表明	取得時期	期間	軽減割合
なし	R5.4.1~R7.3.31	3年間	1/2
あり	R6.4.1~R7.3.31	4年間	1/3

購入金額や申請時期により特例を受けられない可能性があります。申請をお考えの際はぜひ一度ご相談ください。

